



し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずること（第一号に該当するときにあつては、当該停止又は当該措置であつて、当該勧告に係る停止又は措置であるものを命ずること）ができる。

一から三まで (略)

2 知事は、前項の措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

第17条から第20条まで (略)

(管理者等の届出)

第21条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置したときは、規則で定めるところにより、第14条の2第1項の規定により設置した、これらを管理する者の氏名及び住所を知事に届けなければならない。

2～3 (略)

第22条から第24条まで (略)

(業務主任者の選任等)

第25条 屋外広告業者は、その営業所ごとに次の各号のいずれかに該当する者を業務主任者として選任しなければならない。

一 屋外広告士

二から五まで (略)

2 (略)

第26条から第32条まで (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第14条の次に2条を加える改正規定（第14条の2第2項及び第14条の3第2項に係る部分に限る。）は、令和4年7月1日から施行する。

し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずること（第一号に該当するときにあつては、当該停止又は当該措置であつて、当該勧告に係る停止又は措置であるものを命ずること）ができる。

一から三まで (略)

2 知事は、前項の措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

第17条から第20条まで (略)

(管理者等の届出)

第21条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置したときは、規則で定めるところにより、これらを管理する者の氏名及び住所を知事に届けなければならない。

2～3 (略)

第22条から第24条まで (略)

(業務主任者の選任等)

第25条 屋外広告業者は、その営業所ごとに次の各号のいずれかに該当する者を業務主任者として選任しなければならない。

一 法第10条第2項第3号イに掲げる者

二から五まで (略)

2 (略)

第26条から第32条まで (略)